

当会派所属議員の議員辞職について

当会派所属の重松佳幸区議会議員（以下、重松区議）においては、令和6年7月16日付け議員辞職願を議長あてに提出し、これが即日受理されたことから、同日付けて議員の職を辞したことをご報告致します。

議員辞職の理由について、我が会派に対する重松区議の説明によれば、令和5年12月10日執行の江東区長選挙において、公職選挙法に抵触する選挙期間中の戸別訪問を行っていたとして警視庁捜査二課より任意の事情聴取を受け、東京地方検察庁に書類送致された後も引き続き任意の事情聴取を受けていたところ、同庁による処分の決定を待たずに自らその責任をとって議員の職を辞する、との事であります。

当該選挙においては、大久保区長候補（当時）に対し、自民党を含む4つの政党、地域政党が推薦し、4党合同で選挙対策本部を組織して選挙活動を展開しておりました。そうした中、政治資金パーティー収入の収支報告書不記載問題が取り沙汰されていた自民党においては選挙戦を通じて前面に出ることを控えるべき、との選挙対策本部の意向に沿い、自民党黨員や党所属議員の支援者に対し、大久保区長候補（当時）が自民党推薦の区長候補者である旨の周知を徹底する活動方針を定めていたところであります。

今般、重松区議の行為が、公職選挙法に抵触していたとして捜査機関より容疑をかけられていることは誠に遺憾であり、任期半ばの議員辞職によってその職責を果たせず、区民の皆様のご負託に応えられなくなったことについて、会派を代表しお詫び申し上げます。

我が会派は、これ以上区政に混乱をもたらさないためにも司法の判断を待たずに自ら議員の職を辞することとした重松議員の決断を尊重するとともに、再発防止の徹底や公職選挙法の遵守について、引き続き会派を挙げて取り組んで参る所存です。

令和6年7月16日

江東区議会自民・参政・無所属クラブ

幹事長 川北直人